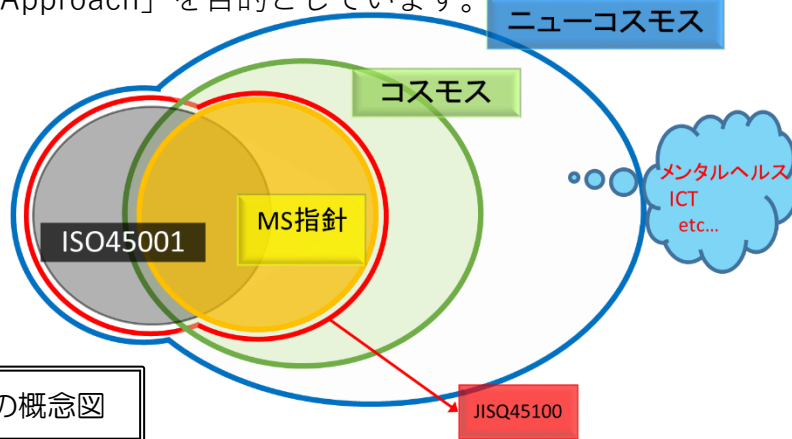


NEW COHSMS

NEW COHSMS の目的

労働災害を防止するという視点だけではなく、安全、安心な職場環境を作るという新しい価値を創造する「Positive Approach」を目的としています。



NEW COHSMS の主な改訂内容

メンタルヘルスの取組への対応

ストレスチェック及び健康診断を実施することを基本的事項に追加しました。

化学物質のリスクアセスメント等の取組への対応

労働安全衛生法の改正により化学物質のリスクアセスメント等が義務化されたことにより基本的事項に追加しました。

ICTを活用する建設技術への取組

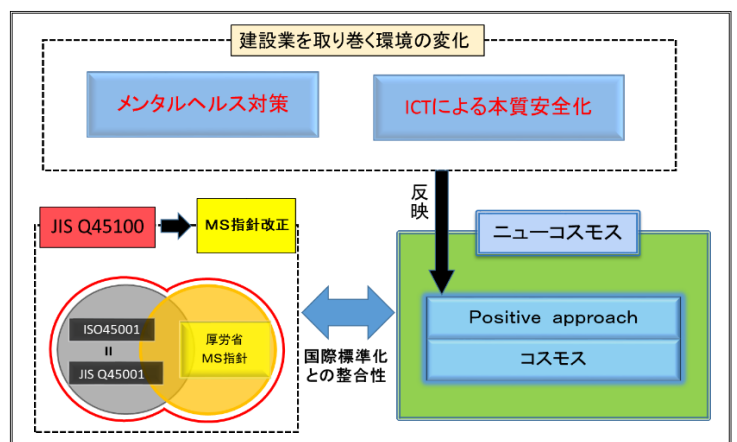
リスクアセスメントのリスク低減措置の第一優先順位として、設計・計画段階での見直しに、ICTの活用を行うことで本質的安全を目指します。

「建設工事従事者」という概念を定義

建設職人基本法の制定を考慮し、元請及び下請の労働者の他、一人親方等や技能実習生も含む「建設工事従事者」という概念を定義し、労働災害防止の対象者を建設工事従事者及びその他関係者とする事としました。

利害関係者及びリスクの範囲の拡大

NEWCOHSMSはISO45001の内容を踏まえ、利害関係者の範囲の拡大、及び公衆災害や交通事故も経営に関わるリスクとして考慮することとしました。NEWCOHSMSはISO45001を包含した労働安全衛生マネジメントシステムとなりました。その関係性のイメージは図のとおりです。



NEW COHSMS 構築の考え方



改訂コスモスガイドライン目次

- | | |
|--|--|
| 5. 1 店社において必要な基本的事項 | 5. 2 作業所において必要な基本的事項 |
| 5. 1. 1 安全衛生方針の表明 | 5. 2. 1 工事安全衛生方針の表明 |
| 5. 1. 2 労働者の意見の反映 | 5. 2. 2 建設工事従事者及び施工する工事に関する店社の労働者の意見の反映 |
| 5. 1. 3 システム体制の整備 | 5. 2. 3 システム体制の周知 |
| 5. 1. 4 システム教育の実施 | 5. 2. 4 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価 |
| 5. 1. 5 関係請負人の安全衛生管理能力等の評価 | 5. 2. 5 明文化 |
| 5. 1. 6 明文化 | 5. 2. 6 記録 |
| 5. 1. 7 記録 | 5. 2. 7 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定 |
| 5. 1. 8 危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定 | 5. 2. 8 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組 |
| 5. 1. 9 心身の健康の保持増進及び快適な職場環境形成への取組 | 5. 2. 9 工事安全衛生目標の設定 |
| 5. 1. 10 安全衛生目標の設定 | 5. 2. 10 工事安全衛生計画の作成 |
| 5. 1. 11 安全衛生計画の作成 | 5. 2. 11 工事安全衛生計画の実施等 |
| 5. 1. 12 安全衛生計画の実施等 | 5. 2. 12 緊急事態への対応 |
| 5. 1. 13 緊急事態への対応 | 5. 2. 13 日常的な点検、改善等 |
| 5. 1. 14 日常的な点検、改善等 | 5. 2. 14 労働災害発生原因の調査等 |
| 5. 1. 15 労働災害発生原因の調査等 | |
| 5. 1. 16 システム監査 | |
| 5. 1. 17 システムの見直し | |



厚生労働省・国土交通省はマネジメントシステムを構築することが重要であるとしています。

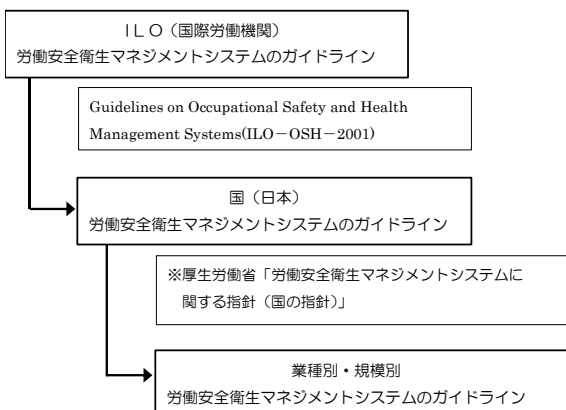
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）第 8 条の規定に基づき、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「基本計画」の第 2 の 4.(1)「建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進」において、建設業のマネジメントシステムを構築することが重要であると明記されました。

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（抜粋）

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。

コスモスガイドラインの国際的な位置付け

コスモスガイドラインは、国際労働機関（ILO）が公表した唯一の国際標準である「労働安全衛生マネジメントに関するガイドライン」（ILO-OSH 2001）において推奨している業種別ガイドラインに位置づけられています。



「国の指針」を踏まえたガイドライン
※建災防「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）ガイドライン」

コスモスとは？

コスモスとは、建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインに基づき構築し、実施している労働安全衛生マネジメントシステムのことで、そのガイドラインは厚生労働省が公表している「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」に基づいています。コスモスの目的は、店社と作業所が一体となって、リスクアセスメントの確実な実施により PDCA サイクルを回し、労働災害の防止を図るとともに、健康の増進と快適職場づくりを実現し、建設企業の安全衛生水準の向上を目指すことにあります。

お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会（略称：建災防）

事業部 コスモスセンター

〒108-0073 東京都港区三田3-11-36

三田日東ダイビル 8 階

TEL 03-3453-1306 FAX 03-5476-8362